



共済掛金 月々2,000円で充実の 24時間保障!

年齢、性別に関係ない一律掛金! 思わぬケガから、
もしもの病気で皆さまの安心をお届けします。



●ご加入年齢：満3歳以上満65歳未満(70歳までご継続いただけます。)

保障内容		満3歳以上満60歳未満	満60歳以上満65歳未満	満65歳以上満70歳未満
入院	交通事故	1日 5,000円 (5日~120日) ※5日以上の入院で1日目より保障		
	傷害			
	疾病	1日 5,000円 (1日~120日)	1日 3,000円 (1日~120日)	1日 2,000円 (1日~120日)
手術費用 (注1)	交通事故	一律 5万円	一律 3万円	一律 2万円
	傷害			
	疾病			
入院給付を伴う所定の手術を受けられた場合 ※ただし1回の入院につき1回限りとなります。				
退院祝金	交通事故	一律 2万円 ※20日以上連続して入院し退院した場合		
	傷害			
	疾病			
通院 (注2)	交通事故	1日 2,000円 (1日~60日)		
	傷害			

(注1) お支払いの対象となる手術の種類は約款に定められています。同時に2種類以上の手術を受けた場合は、1種類の手術のみお支払いします。

(注2) 事故の日から90日以内を給付限度として、通院日数60日分を上限とします。

ご加入 際して

- 共済掛金：月々2,000円
- ご加入資格：加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。ご加入の際には、申込書記載の告知書におこたえください。
- ご加入年齢および満了年齢：満3歳以上満65歳未満。ただし、満70歳の誕生日の属する月の末日までご継続いただけます。

●ご加入制限：被共済者1人あたり一口といたします。

●お引受方法：ご加入いただける被共済者の範囲は下表のとおりとします。

共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者
法人 事業所	代表者/役員/従業員 (パート・アルバイト)	個人 事業主	事業主(本人)/従業員(パート・アルバイト)/ 配偶者/親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人	本人/配偶者/親族(6親等以内 の血族、3親等以内の姻族)

- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係らずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続とさせていただきます。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は1口300円以上の出資金をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

※次に掲げる職業(作業)の就業中に発生した事故については、共済金は半額になります。就業中以外の事故については、通常の支払いになります。

- 製材、チップ製造作業中の事故●建物の3階(地上から10m)以上の高所で作業中、そこから地面等への墜落、転落事故(清掃、外線工事、造船、船舶積装、その他類する職業)●道路工事および道路誘導作業中の交通事故●営業用貨物車(4ト超)に運転手もしくは助手として搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故

※次に掲げる職業(作業)の就業中に発生した事故については、共済金はお支払いできません。就業中以外の事故については、通常の支払いになります。

- 自衛官(防衛大学校生を含む)●坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故●潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故●タクシー、ハイヤー運転手の就業中の事故●船舶乗組員の就業中の事故●港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除く)の就業中の事故●伐木・造材作業者の就業中の事故●とび工●発破および火薬・爆薬類製造工、火花製造工●採石作業(石切出作業・採石工・石切工)●競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者●テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業●力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業



ご加入後も安心、
ご契約内容確認
サービス。

年1回、被共済者の変更や、共済金の請求等について、ご契約内容の確認を実施いたします。
ムダなく安心してご利用いただけます。

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。